

— 埼玉県生活環境保全条例に基づく —

特定化学物質取扱量報告書
記入要領

埼玉県 環境部

(令和3年4月)

目 次

<本編>

I 制度の概要

- 1 報告の対象となる事業者 p.1
- 2 報告の内容 p.1
- 3 報告書等提出先 p.2

II 報告書記入要領 p.3～p.6

III 別紙記入要領 p.7～p.8

IV よくある質問

- 【報告全般について】 p.9
- 【報告要件について】 p.11
- 【取扱量の把握について】 p.12～p.13

<資料編>

埼玉県生活環境保全条例業種コード p.14～p.15

埼玉県生活環境保全条例特定化学物質一覧表

【第一種指定化学物質】 p.16～p.20

【第二種指定化学物質】 p.21

【特定化学物質のうち規則で定める物質】 p.22

埼玉県生活環境保全条例特定化学物質取扱量報告書

チェックシート p.23～p.24

特定化学物質取扱量報告書様式 p.25～p.26

I . 制度の概要

1 報告の対象となる事業者

次の(1)～(3)の要件にすべて該当する事業者です。

(1) 業種

製造業など 24業種 (p.14～p.15) のいずれかを営む事業者

(2) 従業員数

常時使用する従業員の数が 21人以上 の事業者

※ 従業員数は事業所でなく、嘱託・パートタイマー・アルバイトを含んだ **事業全体(全社)の人数** です。

(3) 取扱量

前年度(前年4月から今年の3月まで)において、事業活動に伴い取り扱ったいずれかの **特定化学物質** の質量が 500キログラム以上 である **事業所** を有する事業者

※ **特定化学物質** (一覧表 : p.16～p.22)

化学物質管理促進法第一種指定化学物質462物質、第二種指定化学物質100物質、埼玉県が独自に指定した44物質の合計606物質です。

2 報告の内容

(1) 特定化学物質取扱量報告書

事業所ごとに、前年度の取扱量が500キログラム以上の特定化学物質について取扱量を報告してください(様式第25号 : p.25～p.26)。

① 提出期間

毎年4月1日から6月30日まで

② 提出部数

正本1部、副本1部。副本はコピーで差し支えありません。控えとしてお返しします。

(2) 特定化学物質等適正管理手順書

取扱量の報告を行った特定化学物質について、**事業所ごと**に適正管理の体制や取扱い方法などについて整理し、書面または図面にとりまとめて提出してください。

(3) 環境負荷低減主任者選任届出書

事業活動による環境への負荷を低減するために、環境負荷低減に関する業務を管理する「環境負荷低減主任者」を**事業所ごと**に選任して、届け出てください。

※ (2)及び(3)については、初めて特定化学物質取扱量報告書を提出した年の9月末日までに提出してください。原則として提出は初回限りですが、変更があった場合は変更後速やかに改めて提出してください。詳細については、提出先までお問い合わせください。

3 報告書等提出先

事業所がある市町村により提出先が異なります。

	提出先	所在地	事業所がある市町村
県 環 境 管 理 事 務 所	中央環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-822-5199	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5(浦和合同庁舎)	鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 桶川市、北本市、伊奈町
	西部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎049-244-1250	〒350-1124 川越市新宿町1-17-7 (ウエスタ川越 公共施設棟)	飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、 富士見市
	東松山環境管理事務所 (大気水質担当) ☎0493-23-4050	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	秩父環境管理事務所 (生活環境担当) ☎0494-23-1511	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町
	北部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-523-2800	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎)	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、 神川町、上里町、寄居町
	越谷環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-966-2311	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎)	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、 松伏町
	東部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎0480-34-4011	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市、加須市、春日部市、 羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、杉戸町
市 役 所	川越市環境対策課 (大気・土壌担当) ☎049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係) ☎048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 (リサイクルプラザ)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ) ☎04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 ☎048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市
さいたま市環境対策課 (大気交通係) ☎048-829-1330	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	※さいたま市については、さいたま市 生活環境の保全に関する条例に基 づき報告してください。	

II. 報告書記入要領

記入例

様式第25号（第57条関係）

特定化学物質取扱量報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

埼玉県〇〇環境管理事務所長

* (2)

報告者

〒344-0038 * (3)

さいたまけんかすかべしおおぬま

埼玉県春日部市大沼〇-△

さいたまかんきょうかがく

株式会社 埼玉環境化学

さいたま たろう

代表取締役 埼玉 太郎

(電話番号 048-700-0000)

* (1)

印

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称 * (4)	株式会社 埼玉環境化学	
	前回の報告における名称 * (4)		
	事業所の名称 * (5)	行田工場	
	前回の報告における名称 * (5)		
	所在地 * (6)	〒361-0052 埼玉県行田市本丸口-△	
事業者が常時使用する従業員の数（全社） * (7)		450	
事業所において常時使用される従業員の数 * (8)		80	
事業所において行われる事業が属する業種 * (9)	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの	化学工業	2000
前年度の特定化学物質の取扱量 * (10)		別紙のとおり。	
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○を付すこと。） * (11)		1 有 ② 無	
連絡先 * (12)	担当部署	行田工場 環境課	
	担当者氏名	東部 四郎	
	電話番号	048-500-0000	
※受理年月日 * (13)	年 月 日	※整理番号 * (13)	

- 備考
- 1 報告書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
 - 3 「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日）における人数を記載すること。
 - 4 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(1) 提出日

- ・ 報告書を提出先に提出する日付（郵送の場合は投函日）を記入してください。

(2) あて先

- ・ 事業所がある市町村を所管する環境管理事務所長または市長（p.2）をあて先として記入してください。

(3) 報告者

- ・ 提出日現在の報告者（事業者）の住所、郵便番号（大口事業所等で取得した個別番号は不可）、氏名（法人の場合は法人名と代表者の氏名）、電話番号（法人の場合は本社）を記入してください。
- ・ 地名、会社名、氏名等の固有名詞にはふりがなをつけてください。
- ・ 押印の必要はありません。
- ・ 報告者は、対象事業所に関する報告を工場長など当該事業所において特定化学物質の管理に責任を有する者に委任することができます。その場合には以下のように記入してください。委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

様式第25号（第57条関係）

特定化学物質取扱量報告書

令和〇〇年 〇月〇〇日

埼玉県〇〇環境管理事務所長

〒344-0038
さいたまけんかすかべしおおぬま
報告者 埼玉県春日部市大沼〇-△
さいたまかんきょうかがく
株式会社 埼玉環境化学
さいたま たろう
代表取締役 埼玉 太郎 印

ぎょうだこうじょう
代理人 行田工場 工場長 日本 次郎

（電話番号 048-500-0000）

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

- ・ 代理人が報告する場合も代表者の住所、郵便番号、氏名等は必ず記入してください。
- ・ 報告者の下に代理人の役職及び氏名を記入してください。
なお、押印及び署名は必要ありません。

(4) 事業者の名称

- ・事業者の名称は、報告を行う年の前年4月1日現在の法人名等（注）を記入してください。
- ・「前回の報告における名称」の欄は、事業者の名称が前回の報告時における名称から変更された場合のみ記入し、変更がない場合は記入しないでください（p.9～p.10 Q5及びQ6参照）。

(5) 事業所の名称

- ・報告を行う年の前年4月1日現在の名称（注）を記入してください。
- ・複数の事業所を有する事業者は、各事業所の区別がつくように名称を記入してください（特に事業所に名称がないような場合にも、便宜上適切な名称を付してください）。
- ・「前回の報告における名称」の欄は、事業所の名称が前回の報告時における名称から変更された場合のみ記入し、変更がない場合は記入しないでください（p.9～p.10 Q5及びQ6参照）。

(6) 所在地

- ・事業所の所在地を記入してください。

(7) 事業者が常時使用する従業員の数（全社）

- ・報告を行う年の前年4月1日現在において全社で常時使用する従業員数（注）（嘱託・パートタイマー・アルバイトと呼ばれている人も含みます。）を記入してください。

(8) 事業所において常時使用される従業員の数

- ・報告を行う年の前年4月1日現在において事業所で常時使用する従業員数（注）（嘱託・パートタイマー・アルバイトと呼ばれている人も含みます。）を記入してください。

(注) 報告を行う年の前年4月1日時点で事業を行っておらず年度途中で新規に事業活動を開始した場合は、開始時点での名称または人数を記入してください。

(9) 事業所において行われる事業が属する業種

- ・ 事業所で営まれる事業のうち、主たる業種を「うち主たるもの」の欄に、複数の業種が該当する場合は下欄に続いて記入してください。
- ・ 業種コードは「埼玉県生活環境保全条例業種コード (p. 14～p. 15)」から必ず選択してください。一部の業種は分類される業種名及び業種コードが化学物質管理促進法の場合と異なります。間違えないように注意して記入してください。

(1 0) 前年度の特定制化学物質の取扱量

- ・ p. 7 「Ⅲ. 報告書別紙記入要領」参照

(1 1) この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第 5 8 条第 1 項の請求に係るものであることの有無

- ・ 「対応する化学物質の分類の名称への変更請求書」の提出を行わない場合は、「無」に○印をつけてください。
- ・ 報告内容に秘密情報が含まれているために化学物質の名称を公表できない場合は「対応する化学物質の分類の名称への変更請求書」の提出が必要となります。別途窓口にご相談ください。

(1 2) 連絡先

- ・ 報告書の記載内容に関する照会に対して回答できる方の担当部署、担当者氏名、電話番号を記入してください。

(1 3) 受理年月日、整理番号

- ・ この欄には記入しないでください。

Ⅲ. 別紙記入要領

記入例

別紙

※整理番号	* (1)
-------	-------

特定化学物質の名称及び取扱量

番号* (2)	1	2	3
特定化学物質の名称* (3)	塩化メチレン	トリクロロエチレン	硝酸
特定化学物質の区分 (該当の番号に○を付し、号番号を記載すること。) * (4)	① 第一種指定化学物質 第 186号 2 第二種指定化学物質 第 号 3 その他の特定化学物質 第 号	① 第一種指定化学物質 第 281号 2 第二種指定化学物質 第 号 3 その他の特定化学物質 第 号	1 第一種指定化学物質 第 号 2 第二種指定化学物質 第 号 ③ その他の特定化学物質 第 21号
取扱量 * (5) (kg)	5,400	1,400	560
内 訳 * (5)	使用量 (kg)	5,400	560
	製造量 (kg)	0.0	0.0
	取り扱う量 (kg)	0.0	0.0

- 備考
- 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
 - 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
 - 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
 - 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
 - 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
 - 特定化学物質の号番号は、埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第21並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1及び第2を参照して記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。

(1) 整理番号

- ・この欄には記入しないで下さい。

(2) 番号

- ・報告する化学物質が複数の区分にわたる場合は、「第一種指定化学物質」→「第二種指定化学物質」→「その他の特定化学物質」の順に、同一区分で複数の化学物質が該当する場合は、化学物質の号番号が小さい順に並べて、1から順に番号を記入してください。**特定化学物質の号番号ではありません。**

(3) 特定化学物質の名称

- ・特定化学物質の名称を記入してください（p. 16～p. 22参照。**別名が記載されている場合は当該別名**を記入してください）。

(4) 特定化学物質の区分

- ・化学物質の該当する分類に○を付け、**号番号**を記入してください。

(5) 取扱量、内訳

- ・「取扱量」の欄には、事業所において前年度に取り扱った特定化学物質の質量を記入してください。
- ・「取扱量」の内訳を「使用量」「製造量」「取り扱う量」の3種類に分けて記入してください。

「使用量」…事業活動に伴い使用した量

「製造量」…事業所において製造した量（副生成物も含む）

「取り扱う量」…特定化学物質を自ら使用せず、卸売り、小売等のために貯蔵、移し替え等をした量。

- ・単位は全て「kg」で記入してください。
- ・数値は全て有効数字2桁で記入してください。例えば12,345kgの場合、12,000kgとなります。
- ・有効数字2桁とするための数値丸めの処理は、「取扱量」及び「使用量」「製造量」「取り扱う量」の各数値に対して、それぞれ行ってください。有効数字2桁にした結果、「取扱量」と「使用量」「製造量」「取り扱う量」の合計が一致しない場合であっても、そのまま記入してください。

【例】(取扱量) = (使用量) + (製造量) + (取り扱う量) の各数値が、

$$2,140(\text{kg}) = 650 + 440 + 1,050$$

となった場合の丸め処理後の各数値は、

取扱量→2,100、使用量→650、製造量→440、取り扱う量→1,100 となります。

- ・取扱量の把握についてはp. 12のQ10を参照してください。

IV. よくある質問

【報告全般について】

Q 1 : 紙面以外の報告方法はありますか？

A 1 : 「電子申請・届出サービス」を利用して、インターネット経由で報告を行うことができます。

詳細については、下記のホームページアドレスで確認をお願いします。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

Q 2 : 報告書のあて先は埼玉県知事ですか？

A 2 : 事業所がある市町村を所管する環境管理事務所長または市長があて先となります。たとえば入間市、川越市にある事業所について報告する場合は次のようになります。

事業所の所在地	あて先
入間市	西部環境管理事務所長
川越市	川越市長

Q 3 : 報告書の様式に、「印」の記載がありますが、押印は必要ですか？

A 3 : 様式に「印」の記載があっても、押印は不要です。

Q 4 : 報告書の提出部数は何部ですか？

A 4 : 正本1部、副本1部を提出してください。副本はコピーで差し支えありません。副本に収受印を押し、控えとしてお返しします。

Q 5 : 前年度の10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更されました。今年度の報告では、報告者と事業所の「事業者名」と「事業所名」はどのように記入したらいいですか？

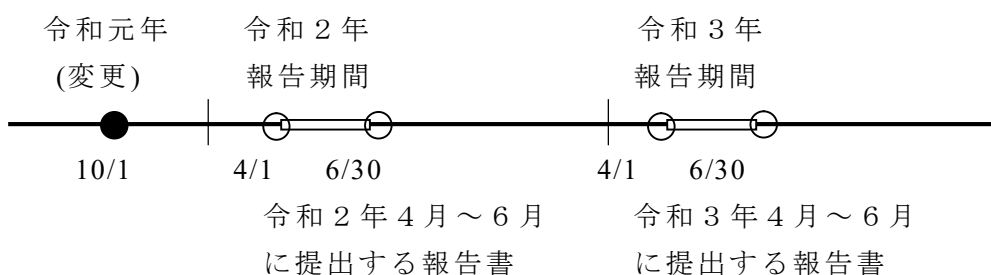
A 5 : 報告者は変更後の名称で、事業所の「事業者の名称」及び「事業所の名称」は変更前（前年の4月1日時点）の名称を記入してください。「前回の報告における名称」は記入しないでください。

Q 6 : 前々年度の10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更されました。今年度の報告では、報告者と事業所の「事業者名」と「事業所名」はどのように記入したらいいですか？

A 6 : 報告者、事業所の「事業者の名称」及び「事業所の名称」は変更後の名称を記入してください。過去に取扱量を報告したことがあれば、「前回の報告における名称」に変更前の名称をそれぞれ記入してください。

※ **Q 5・Q 6** の補足説明

令和元年10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更され、令和2年と令和3年に報告する場合は？



	変更前の名称	変更後の名称
事業者	A (株)	C (株)
事業所	B事業所	D事業所

報告者：C (株)
 事業者名称：A (株)
 前回の名称：
 事業所名称：B事業所
 前回の名称：

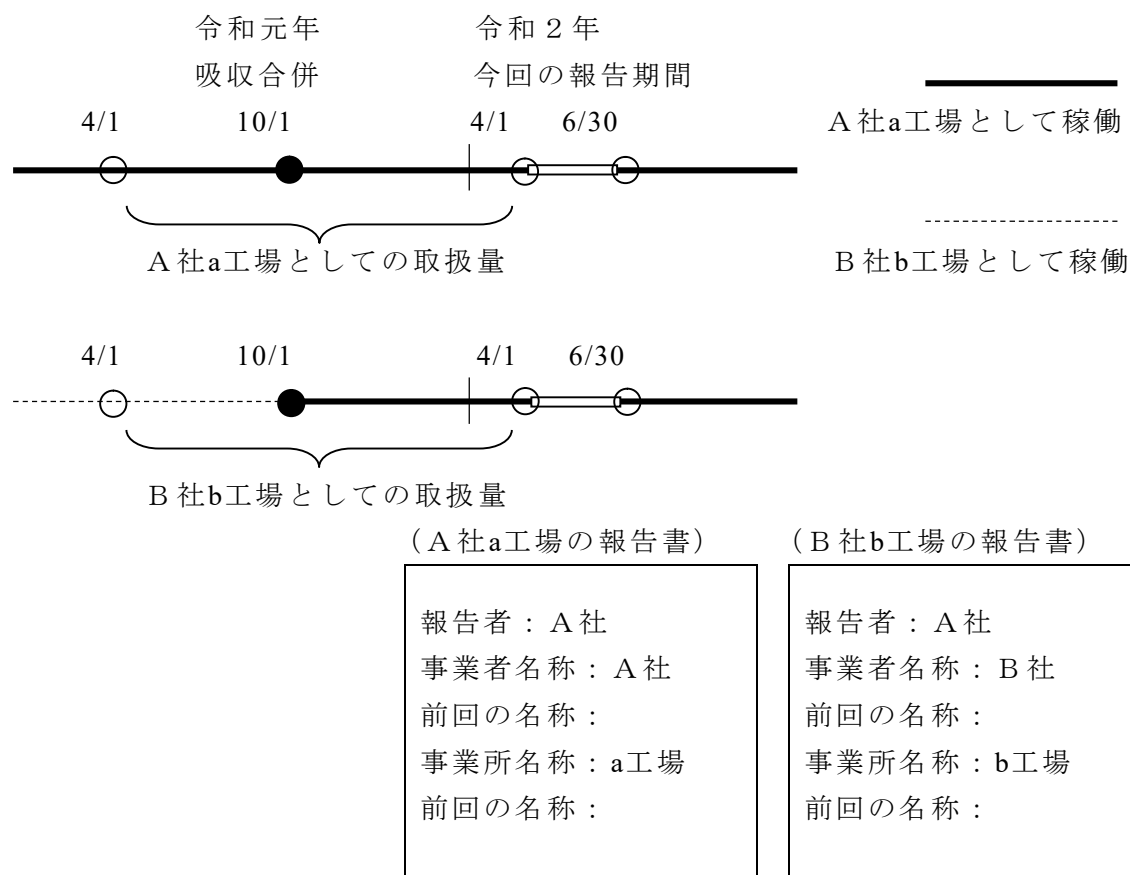
報告者：C (株)
 事業者名称：C (株)
 前回の名称：A (株)
 事業所名称：D事業所
 前回の名称：B事業所

Q 7 : 同一の敷地内に2つの事業者・事業所がありましたが、前年度の10月1日付けで吸収合併があり、うち一つの事業者・事業所として存続することになりました。今年度の報告はどのように記入したらいいですか？

A 7 : 別個の事業所として、1年間のそれぞれの取扱量を報告してください（2つの報告書を提出してください）。

※ **Q 7** の補足説明

令和元年10月1日付けで吸収合併され、令和2年に報告する場合は？



※ 令和3年4月～6月に行う報告は、A社a工場のみとなります。前回の報告の名称欄に、「A社a工場」と「B社b工場」を併記してください。

【報告要件について】

Q 8：対象となる事業者が複数の事業所を有しており、いずれかの特定化学物質の年間取扱量が500kg以上の事業所については報告を行いました。一方、どの特定化学物質の取扱量も500kgに満たない事業所について報告は必要ですか？

A 8：必要ありません。報告は、いずれかの特定化学物質の年間取扱量が500kg以上の事業所に限り必要です。

Q 9：事業所にダイオキシン類対策特別措置法の特定施設があります。ダイオキシン類について化学物質管理促進法に基づく届出を行いました。取扱量の報告も必要ですか？

A 9：必要ありません。

【取扱量の把握について】

Q10：特定化学物質の取扱量をどのように把握したらいいですか？

A10：下記のような塗料とシンナーを使用している場合で説明します。

① 原材料の取扱量の確認

事業所で取り扱った原材料の年間取扱量を把握します。

塗料 A

前年度の購入量	20 トン
前年度期首在庫量	4.5 トン
前年度期末在庫量	2.4 トン
年間取扱量	22.1 トン

$$4.5+20-2.4=22.1$$

シンナー B

前年度の購入量	10 トン
前年度期首在庫量	1.1 トン
前年度期末在庫量	1.8 トン
年間取扱量	9.3 トン

$$1.1+10-1.8=9.3$$

② 原材料の SDS の確認

原材料中の特定化学物質の含有率を把握します。

塗料 A の SDS

対象物質名	含有率
キシレン	20 %
六価クロム化合物	0.8 %
トルエン	10 %
鉛化合物	2.5 %

シンナー B の SDS

対象物質名	含有率
エチルベンゼン	1.0 %
キシレン	40 %
トルエン	10 %

※ 六価クロム化合物は特定第一種指定化学物質です。

③ 各特定化学物質の取扱量

含有率が規定以上の特定化学物質について取扱量を把握します。

	含有率
特定第一種指定化学物質 (p.16~p.20の●で示した物質)	0.1%以上
その他の特定化学物質	1.0%以上

塗料 A 及びシンナー B に含まれる特定化学物質を合算して求めます。

	塗料 A	シンナー B	取扱量	報告の要否
エチルベンゼン		$9.3 \times 1.0\% = 0.093$	93kg	×
キシレン	$22.1 \times 20\% = 4.42$	$9.3 \times 40\% = 3.72$	8,100kg	○
六価クロム化合物	$22.1 \times 0.8\% = 0.18$		180kg	×
トルエン	$22.1 \times 10\% = 2.21$	$9.3 \times 10\% = 0.93$	3,100kg	○
鉛化合物	$22.1 \times 2.5\% = 0.55$		550kg	○

注1 取扱量はkg単位の有効数字2ケタで報告してください。

注2 取扱量が0.5トン(500kg)未満の物質は報告不要です。

Q11 : 年間の取扱量が25,300kgで、その内訳は使用量が25,000kg、取り扱う量が300kgとなっています。それぞれの値を有効数字2ケタに直すと取扱量と内訳の合計は一致しなくなりますが、どのように記入したらいいですか？

A11 : 四捨五入で差異が生じる場合でも有効数字2ケタに直した値をそのまま記入してください。

Q12 : ガソリンスタンドで取り扱う特定化学物質の取扱量の内訳は使用量ですか？

A12 : 事業者自ら使用せず小売り等のため事業所において取り扱うので、内訳は「取り扱う量」としてください。

Q13 : エチレンオキシドを充填したボンベを使用しています。使用済みのボンベは購入元の業者が引き取りますが、若干の残圧があります。この場合、取扱量はどのように把握したらいいですか？

A13 : 購入時点でボンベに充填されているエチレンオキシドの全量を取扱量（内訳は使用量）としてください。

Q14 : 鉛を含有する板を加工し製品を製造しています。この場合の取扱量はどのように把握したらいいですか？

A14 : 研磨、切削される金属材料の母材全体に含有される特定化学物質の質量を把握し、取扱量（内訳は使用量）としてください。

Q15 : 次亜塩素酸ナトリウムを水に希釈して使用しています。この場合、塩素として取扱量を報告する必要がありますか？

A15 : 次亜塩素酸ナトリウムは塩素とは別の化学物質です。したがって特定化学物質には該当しませんので、取扱量の報告は不要です。

<資料編>

生活環境保全条例報告用業種コード

○業種の判断は、注記のない限り日本標準産業分類（第10回改訂）に準拠して下さい。

規則番号	業種名	業種コード [※]
一	金属鉱業	0500
二	原油・天然ガス鉱業	0700
三	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下を除く。）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070

規則番号	業種名	業種コード*
三	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200
	医療用機械器具・医療用品製造	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400
四	電気業	3500
五	ガス業	3600
六	熱供給業	3700
七	下水道業	3830
八	鉄道業	3900
九	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400
十	石油卸売業	5132
十一	鉄スクラップ卸売業 （自動車用エコデバイスに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エコデバイスを取り外すものに限る。）	5142
十二	自動車卸売業（自動車用エコデバイスに封入された物質を回収するものに限る。）	5220
十三	燃料小売業	5930
十四	洗濯業	7210
十五	写真業	7430
十六	自動車整備業	7700
十七	機械修理業	7810
十八	商品検査業	8620
十九	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630
二十	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716
二十一	産業廃棄物処分業	8722
	特別産業廃棄物処分業	8724
二十二	医療業	8800
二十三	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140
二十四	自然科学研究所	9210

（注） 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、法の対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載して下さい。

埼玉県生活環境保全条例 特定化学物質 一覧表

【第一種指定化学物質】

最左欄の●印は、特定第一種指定化学物質を示します。

号番号	物質名	別名	号番号	物質名	別名
1	亜鉛の水溶性化合物		51	2-エチルヘキサン酸	
2	アクリルアミド		52	エチル(2)-3-(N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノプロピオナート	アラニカルブ
3	アクリル酸エチル		53	エチルベンゼン	
4	アクリル酸及びその水溶性塩		54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		55	エチレンイミン	
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		● 56	エチレンオキシド	
7	アクリル酸ノルマルブチル		57	エチレングリコールモノエチルエーテル	
8	アクリル酸メチル		58	エチレングリコールモノメチルエーテル	
9	アクリロニトリル		59	エチレンジアミン	
10	アクロレイン		60	エチレンジアミン四酢酸	
11	アジ化ナトリウム		61	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ
12	アセトアルデヒド		62	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ
13	アセトニトリル		63	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアドジプロミド又はジクワット
14	アセトンシアノヒドリン		64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス
15	アセナフテン		65	エビクロロヒドリン	
16	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル		66	1, 2-エポキシブタン	
17	オルト-アニシジン		67	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
18	アニリン		68	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン
19	1-アミノ-9, 10-アントラキノ		69	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
20	2-アミノエタノール		70	エマメクテン安息香酸塩	エマメクテンB1a安息香酸塩及びエマメクテンB1b安息香酸塩の混合物
21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン	71	塩化第二鉄	
22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	
23	パラ-アミノフェノール		73	1-オクタノール	
24	メタ-アミノフェノール		74	パラ-オクチルフェノール	
25	4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	● 75	カドミウム及びその化合物	
26	3-アミノ-1-プロペン		76	イブシロン-カプロラクタム	
27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタマトロン	77	カルシウムシアナミド	
28	アリルアルコール		78	2, 4-キシレノール	
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		79	2, 6-キシレノール	
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		80	キシレン	
31	アンチモン及びその化合物		81	キノリン	
32	アントラセン		82	銀及びその水溶性化合物	
● 33	石棉		83	クメン	
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		84	グリオキサール	
35	イソブチルアルデヒド		85	グルタルアルデヒド	
36	イソブレン		86	クレゾール	
37	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	87	クロム及び三価クロム化合物	
38	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		● 88	六価クロム化合物	
39	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス	89	クロロアニリン	
40	イソプロピル=2-(4-メチルシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン
41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン
42	2-イミダゾリンチオン		92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド
43	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メチル-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロー
44	インジウム及びその化合物		● 94	クロロエチレン	塩化ビニル
45	エタンチオール		95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジニル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム
46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	96	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール
47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN	98	クロロ酢酸	
49	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ベンディメタリン	99	クロロ酢酸エチル	
50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネット	100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロー

【第一種指定化学物質】

号番号	物質名	別名
101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド	アラクロール
102	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	
103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13
108	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリロキシ)プロピオン酸	メコプロップ
109	オルト-クロロトルエン	
110	パラ-クロロトルエン	
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン	
112	2-クロロニトロベンゼン	
113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT
114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン
115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキシ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド
116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス
117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール
118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	ミクロブタニル
119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール
120	オルト-クロロフェノール	
121	パラ-クロロフェノール	
122	2-クロロプロピオン酸	
123	3-クロロプロペン	塩化アリル
124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	クミロン
125	クロロベンゼン	
126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
127	クロロホルム	
128	クロロメタン	塩化メチル
129	4-クロロ-3-メチルフェノール	
130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	
132	コバルト及びその化合物	
133	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート
134	酢酸ビニル	
135	酢酸2-メトキシエチル	エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート
136	サリチルアルデヒド	
137	シアナミド	
138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット
139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル(=1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラフルオロエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロマトリン
140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロバトリン
141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノ)エチル)-3-エチルウレア	シモキサニル
142	2, 4-ジアミノアニソール	
143	4, 4'-ジアミジフェニルエーテル	
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	

最左欄の●印は、特定第一種指定化学物質を示します。

号番号	物質名	別名
146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル
147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ
148	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニル)スルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール
149	四塩化炭素	
150	1, 4-ジオキサソラン	
151	1, 3-ジオキサソラン	
152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ
153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル(=1RS)-システトランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン
154	シクロヘキシルアミン	
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
156	ジクロロアニリン	
157	1, 2-ジクロロエタン	
158	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン
159	シス-1, 2-ジクロロエチレン	
160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミジフェニルメタン	
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド
163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114
164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123
165	2, 4-ジクロロトルエン	
166	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	
167	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン
169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU
170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール
171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール
172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン
173	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ピンクソリン
174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニユロン
175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA
176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
178	1, 2-ジクロロプロパン	
179	1, 3-ジクロロプロペン	D-D
180	3, 3'-ジクロロベンジジン	
181	ジクロロベンゼン	
182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン
183	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート
184	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN
185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225
186	ジクロロメタン	塩化メチレン
187	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン
188	N, N-ジシクロヘキシルアミン	
189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ペンゾチアゾールスルフェンアミド	
190	ジシクロペンタジエン	

【第一種指定化学物質】

号番号	物質名	別名
191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジソプロピル	イソプロチオラン
192	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル	エチルフェンホス又はED DP
193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオマン又はジスルホトン
194	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソペンゾオキサゾリニル)メチル]	ホサロン
195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP
197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン
198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメエート
199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンシルホナート]	Clフルオレスセント260
200	ジニトロトルエン	
201	2,4-ジニトロフェノール	
202	ジビニルベンゼン	
203	ジフェニルアミン	
204	ジフェニルエーテル	
205	1,3-ジフェニルグアニジン	
206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン
207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	
208	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	
209	ジプロモクロロメタン	
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセタミド	
211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402
212	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
213	N,N-ジメチルアセタミド	
214	2,4-ジメチルアニリン	
215	2,6-ジメチルアニリン	
216	N,N-ジメチルアニリン	
217	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	チオンクラム
218	ジメチルアミン	
219	ジメチルジスルフィド	
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
221	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-インプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ
222	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチカルブ
223	N,N-ジメチルデシルアミン	
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	
225	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP
226	1,1-ジメチルヒドラジン	
227	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド
228	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	
229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	
231	3,3'-ジメチルベンジジン	オルト-トリジン
232	N,N-ジメチルホルムアミド	
233	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP
234	臭素	
235	臭素酸の水溶性塩	
236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシペンゾニトリル	アイオキシニル
237	水銀及びその化合物	
238	水素化チルフェニル	
239	有機スズ化合物	
240	ステレン	

最左欄の●印は、特定第一種指定化学物質を示します。

号番号	物質名	別名
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	
242	セレン及びその化合物	
●243	ダイオキシン類	
244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン	ダゾメット
245	チオ尿素	
246	チオフェノール	
247	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ビラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス
248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン
249	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス
250	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン
251	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はM EP
252	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMPP
253	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス
254	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP
255	デカプロモジフェニルエーテル	
256	デカン酸	
257	デシルアルコール	デカノール
258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム
260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN
261	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド
262	テトラクロロエチレン	
263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112
264	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン
267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザベンタチカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン	チオジカルブ
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィートール
270	テレフタル酸	
271	テレフタル酸ジメチル	
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
273	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール
274	ターシャリドデカンチオール	
275	ドデシル硫酸ナトリウム	
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン
277	トリエチルアミン	
278	トリエチレンテトラミン	
279	1,1,1-トリクロロエタン	
280	1,1,2-トリクロロエタン	
281	トリクロロエチレン	
282	トリクロロ酢酸	
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン
286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)オキシ酢酸	トリクロピル
287	2,4,6-トリクロロフェノール	
288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
289	1,2,3-トリクロロプロパン	
290	トリクロロベンゼン	

【第一種指定化学物質】

号番号	物質名	別名
291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	
292	トリブチルアミン	
293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン
294	2, 4, 6-トリプロモフェノール	
295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	
298	トリレンジイソシアネート	
299	トルイジン	
300	トルエン	
301	トルエンジアミン	
302	ナフタレン	
303	1, 5-ナフタレンジイソシアネート	
304	鉛	
● 305	鉛化合物	
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	
307	二塩酸化ジルコニウム	
308	ニッケル	
● 309	ニッケル化合物	
310	ニトリロ三酢酸	
311	オルト-ニトロアニソール	
312	オルト-ニトロアニリン	
313	ニトログリセリン	
314	パラ-ニトロクロロベンゼン	
315	オルト-ニトロトルエン	
316	ニトロベンゼン	
317	ニトロメタン	
318	二硫化炭素	
319	1-ノナノール	ノルマル-ノニアルコール
320	ノニルフェノール	
321	バナジウム化合物	
322	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'--(2-プロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	
323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン
324	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
325	ビス(8-キノリノト)銅	オキシ銅又は有機銅
326	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン	クロフェンチジン
327	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	
328	ビス(N, N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム
329	ビス(N, N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンジス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニルオキシド	
331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)ニルオキシド	カズサホス
● 332	砒素及びその無機化合物	
333	ヒドラジン	
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	
336	ヒドロキノン	
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	
338	2-ビニルピリジン	
339	N-ビニル-2-ピロリドン	
340	ビフェニル	
341	ビベラジン	
342	ピリジン	
343	ピロカテコール	カテコール
344	フェニルオキシラン	
345	フェニルヒドラジン	

最左欄の●印は、特定第一種指定化学物質を示します。

号番号	物質名	別名
346	2-フェニルフェノール	
347	N-フェニルマレイミド	
348	フェニレンジアミン	
349	フェノール	
350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメリン
● 351	1, 3-ブタジエン	
352	フタル酸ジアリル	
353	フタル酸ジエチル	
354	フタル酸ジノルマル-ブチル	
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	
357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン
358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェナジド
359	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル
361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル
362	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン
363	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン
364	ターシャリーブチル=4-([[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾアト	フェンピロキシメート
365	ブチルヒドロキシアニソール	BHA
366	ターシャリーブチル=ヒドロヘルオキシド	
367	オルト-セカンダリーブチルフェノール	
368	4-ターシャリーブチルフェノール	
369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピルニル=スルフィット	フロバルギット又はBP PS
370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン	ピリダベン
371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド
372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
373	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	2-ブチナール	
376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール
377	フラン	
378	N, N'-プロピレンジス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ
379	2-プロピル-1-オール	
380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211
381	プロモジクロロメタン	
382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
383	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル
384	1-プロモプロパン	
● 385	2-プロモプロパン	
386	プロモメタン	臭化メチル
387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ
388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	
390	ヘキサメチレンジアミン	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
392	ノルマル-ヘキサン	
393	ベタナフトール	
● 394	ベリリウム及びその化合物	
395	ペルオキシニル硫酸の水溶性塩	
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS
● 397	ベンジリジン=トリクロリド	
398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル
399	ベンズアルデヒド	
● 400	ベンゼン	

【第二種指定化学物質】

号番号	物質名	別名	号番号	物質名	別名
1	アセトアミド		51	(4-[4-(ジメチルアミノ)フェニル]フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イルイデン)(ジメチル)アンモニウムクロリド	マラカイトグリーン塩酸塩
2	パラアニジジン		52	ジメチルカルバモイルクロリド	
3	5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール	53	O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス
4	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	アミトール	54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
5	3'-アミノ-4'-メチルアセトアミド		55	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	
6	4-アリル-1,2-ジメチルベンゼン		56	チオアセトアミド	
7	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。)		57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール	TCMTB
8	ウレタン		58	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン
9	N-エチルアニリン		59	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O,O-ジメチル	クロルピリホスメチル
10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	アマトリン	60	1,1,2,2-テトラクロロエタン	
11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディアム	61	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメチル-4,4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)	CIダイレクトブルー15
12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメチルベンズアミド	イソキサベン	62	テトラプロモetan	
13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール	エクロメゾール	63	オルト-テルフェニル	
14	1,2-エポキシ-3-(トリロキシ)プロパン		64	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メチルフェニル)エタン	メチルクロロ
15	4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		65	トリス(N,N-ジメチルジチオカルバメート)鉄	ファーバム
16	クロロアセトアルデヒド		66	トリプロモetan	プロモホルム
17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメチルエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ノバルロン	67	ナトリウム=3-([N-[4-(4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-(N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イルイデン]-N-エチルアンモニウムメチル)ベンゼンスルホナート	CIアシッドバイレット49
18	(1'-S-トランス)-7-クロロ-2',4,6-トリメチル-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H),1'-シクロヘキサ-2'-エン]-3,4'-ジオン	グリセオフルビン	68	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	
19	1-クロロナフタレン		69	メタ-ニトロアニリン	
20	酢酸ベンジル		70	N-ニトロソフェニルアミン	
21	サフロール		71	メタ-ニトロトルエン	
22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバレレート	72	パラ-ニトロフェノール	
23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロフェニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシルアート	シフルトリン	73	バリゴルスカイト	アタパルジャイト
24	トランス-1,2-ジクロロエチレン		74	3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフタレイン
25	ジクロロ酢酸		75	4,4'-ビピリジニル	
26	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン	76	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ピテルタノール
27	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン		77	パラ-フェネチジン	
28	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	78	フタル酸ジクロロヘキシル	
29	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン		79	1,3-プロパンスルトン	
30	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド	クロラムフェニコール	80	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド	プロクララズ
31	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド	フェンヘキサミド	81	3-プロモ-1-プロペン	臭化アリル
32	2,4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル	82	ヘキサクロロエタン	
33	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
34	2,4-ジクロロフェノール		84	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピコ[2,2,1]-5-ヘブテン-2,3-ジカルボン酸	クロレンド酸
35	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸	ジクロルプロップ	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムプロミド	
36	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		86	5-ベンジル-3-フリルメチル(=1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシルアート	レスマトリン
37	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ルフェスロン	87	パラ-ベンゾキノン	
38	3,3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩		88	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB
39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	
40	ジナトリウム=8-(3,3'-ジメチル-4'-[4-(パラ-トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート	CIアシッドレッド114	90	N-メチルアニリン	
41	2,4-ジニトロアニリン		91	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	
42	ジニトロナフタレン		92	2-メチル-5-ニトロアニリン	
43	メタ-ジニトロベンゼン		93	メチルヒドラジン	
44	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン	プロピルチオウラシル	94	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル(=2)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシルアート	ビフェントリン
45	1,2-ジプロモetan	EDB又は二臭化エチレン	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム
46	1,4-ジプロモetan		96	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	
47	2,3-ジプロモ-1-プロパノール		97	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサアンミン)	
48	1,3-ジプロモプロパン		98	硫酸ヒドラジン	
49	ジベンジルエーテル		99	リン酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
50	2,3-ジメチルアニリン		100	リン酸ジ-ノルマル-ブチルフェニル	

【特定化学物質のうち規則で定める物質】

号番号	物質名	別名
1	アルミニウム(粉状のものに限る。)	
2	アンモニア(アンモニア水を含む。)	
3	イソオクタン	
4	イソホロン	
5	塩化水素(塩酸を含む。)	
6	塩素	
7	キャブタン	
8	クロルスルホン酸	
9	クロロブレン	
10	コールタール	
11	コールタールピッチ	
12	五塩化りん	
13	三塩化りん	
14	ジエタノールアミン	
15	ジエチルサルフェート	
16	シクロヘキサノン	
17	ジメチルアミノエタノール	
18	N,N-ジメチルエチルアミン	
19	1,1-ジメチル Guanidine	
20	臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)	
21	硝酸	
22	タルク(アスベスト様繊維を含むものに限る。)	

※ 埼玉県が独自に定めた物質です。

号番号	物質名	別名
23	炭化けい素(繊維状のものに限る。)	
24	テトラヒドロフラン	
25	テトラメチルエチレンジアミン	
26	トリメチルアミン	
27	二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	
28	パラ-ニトロトルエン	
29	フタル酸ジメチル	
30	オルト-フタロジニトリル	
31	ふっ化けい素	
32	ふっ素	
33	2-プトキシエタノール	
34	マグネシウム	
35	メタノール	
36	メチルイソブチルケトン	
37	メチルエチルケトン	MEK
38	メチルターシャリーブチルエーテル	
39	ヨウ化メチル	
40	硫化水素	
41	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	
42	硫酸ジメチル	
43	りん化水素	ホスフィン
44	ロックウール	

埼玉県生活環境保全条例 特定化学物質取扱量報告書チェックシート

このシートは記入例（p3, 7）をもとに作成しました。

報告書を提出する前に、記入項目の最終チェックに利用してください。

様式第25号（第57条関係）

チェック項目		チェック内容	チェック欄
(1)	提出日	窓口に提出する日付（郵送の場合は投函する日付）を記入したか。	
(2)	あて先	事業所が所在する市町村を所管する環境管理事務所の長を記入したか（「 <input type="radio"/> 環境管理事務所長」となっているか）。 ただし、事業所が川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する場合は「 <input type="radio"/> 市長」とすること。	
(3)	報告者	郵便番号	郵便番号を記入したか（大口事業所等で取得した個別郵便番号は不可）。
		住所	事業者（本社）の住所を記入したか。
		氏名	法人の場合、法人名と代表者名を記入したか。
		ふりがな	住所、氏名にふりがなを記入したか。
		代理人	代理人で報告した場合、役職を記入したか。
(4)	事業者の名称	法人の場合、法人名（会社名等）を記入したか。 ただし、前回の報告時における名称から変更された場合、変更前の名称を記入したか。	
(5)	事業所の名称	報告を行う工場、事業場などの名称を記入したか。（事業者名は省略） ただし、前回の報告時における名称から変更された場合、変更前の名称を記入したか。	
(6)	事業所の所在地	郵便番号	郵便番号を記入したか（大口事業所等で取得した個別郵便番号は不可）。
	住所	報告を行う工場、事業場などの住所を記入したか。	
(7)	事業者が常時使用する従業員の数（全社）	会社全体の従業員数を記入したか。	
(8)	事業所において常時使用される従業員の数	報告を行う工場、事業場などの従業員数を記入したか。	
(9)	事業所において行われる事業が属する業種	業種名及び対応する業種コードを記入したか。 ただし、複数の事業を営む事業所の場合は、出荷額、売上額が最も多い業種名及び業種コードを「うち主たるもの」の欄に記入すること。	
(10)	前年度の特定化学物質の取扱量	必要な別紙をすべて添付したか。	
(11)	条例規則第58条第1項の請求の有無	「無」に <input type="radio"/> を付したか。 ただし、別途、秘密情報の請求の手続きを行った場合は「有」に <input type="radio"/> を付すこと。	
(12)	連絡先	担当部署	担当者が所属する部署を記入したか。 ただし、代表者などが担当者となっている場合は役職を記入すること。
		担当者氏名	報告内容を把握している者を担当者として記入したか。
		電話番号	担当部署の直通電話など、担当者に連絡をとることのできる電話番号か。
(13)	受理年月日	（この欄には記入しないでください）	

別紙

	チェック項目	チェック内容	チェック欄
(1)	整理番号	(この欄には記入しないでください)	
(2)	番号	報告する物質が複数の場合、「 第一種指定化学物質 」「 第二種指定化学物質 」「 その他の特定化学物質 」の区分の順に、さらに同一の区分では 号番号 (p16～22参照) が 1から小さい順 に、連続する番号を記入したか。	
(3)	特定化学物質の名称	特定化学物質の名称 を記入したか。 ただし、複数の名称がある場合は、 別名 (p16～22参照) を記載したか。	
(4)	特定化学物質の区分	該当する区分 (p16～22参照) の番号 (1, 2, 3のいずれか) に○をつけ、 号番号 (p16～22参照) を記入したか。	
(5)	取扱量内訳	把握 特定化学物質の把握 に誤りはないか。 ※取り扱う製品で特定化学物質を含む製品のうち、下記に該当するものは対象外ですので除外します。 ① 特定化学物質の質量%が1%未満 (ただし、特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満) の製品 ② 取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品 (例: 組立部品) ③ 特定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 (例: バッテリー) ④ 主として一般消費者の生活用の製品 (例: 家庭用殺虫剤) ⑤ 再生資源 (例: 有償物の金属くず)	
		計算 計算に間違いはないか (もう一度、 検算 をお願いします)。	
		物質 取扱量500kg以上 の特定化学物質をすべて記入したか (取扱量500kg未満の特定化学物質の報告は不要)。	
		単位 単位 に間違いはないか (kg で記入する)。 ※グラムでは1000倍、トンでは1000分の1になってしまいますので、単位には十分気を付けてください。	
		有効数字 有効数字2ケタ (上から3ケタ目を四捨五入) で記入したか。	
その他 空欄はないか (該当がない項目は「 0.0 」と記入)。			

※ 最後に、**様式第25号 (第57条関係)** と**すべての別紙** を重ね、左上1箇所をホチキスでとじて提出してください。

特定化学物質取扱量報告書

年 月 日

(あて先)

環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
(電話番号) 印

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称		
	前回の報告における名称		
	事業所の名称		
	前回の報告における名称		
	所在地		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）			
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの		
前年度の特定化学物質の取扱量			別紙のとおり。
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○を付すこと。）			1 有 2 無
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

- 備考
- 1 報告書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
 - 3 「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日）における人数を記載すること。
 - 4 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※整理番号

特定化学物質の名称及び取扱量

番 号				
特定化学物質の 名 称				
特定化学物質の 区 分 (該当の番号に○を付 し、号番号を記載する こと。)	1 第一種指定化学物質 第 号	1 第一種指定化学物質 第 号	1 第一種指定化学物質 第 号	1 第一種指定化学物質 第 号
	2 第二種指定化学物質 第 号	2 第二種指定化学物質 第 号	2 第二種指定化学物質 第 号	2 第二種指定化学物質 第 号
	3 その他の特定化学物質 第 号	3 その他の特定化学物質 第 号	3 その他の特定化学物質 第 号	3 その他の特定化学物質 第 号
取 扱 量 (kg)				
内	使 用 量 (kg)			
	製 造 量 (kg)			
訳	取 扱 量 (kg)			

- 備考
- 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
 - 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
 - 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
 - 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
 - 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
 - 特定化学物質の号番号は、埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第21並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1及び第2を参照して記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。

生活環境保全条例(特定化学物質適正管理)のホームページ

埼玉県環境部大気環境課(化学物質担当)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/gaiyou.html>

埼玉県環境部

大気環境課化学物質担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2986 (ダイヤルイン)

FAX 048-830-4772